

S.C.WORKS 今週のスタディ！

【ヘッドライン】

- 1) 「車中で楽しむ野外フェス、さいたま市のイオンモールで開催」
- 2) 「広島の開業前ホテル2カ所でマルシェ コロナ対策、食事は客室で」
- 3) 「国交省、タクシー貨物運送“食品原材料”も認める方針」

---

1) 「車中で楽しむ野外フェス、さいたま市のイオンモールで開催」

イオンモール浦和美園（さいたま市）の駐車場で12月5日、FMラジオを通じて車中で音楽を楽しむ野外ライブが開かれる。市内在住の歌手らが出演するほか、クラフトビールや地元野菜を使った料理を販売する飲食店も出店。「密」になりにくい空間を活用し、地域を盛り上げる。

「うらわLOOP ドライブインライブ&マルシェ」と題し、駐車場に設けたステージで午後3～7時に野外ライブを開く。開場時間は午後1時。ヒット曲「青いベンチ」で知られるサスケやプロのバリトン歌手、地元在住の歌手らが出演する。

立川志の彦氏による落語、華道家と音楽のコラボレーション企画も用意した。ライブの音声はコミュニティFMのレッズウェーブで放送する。ウェブ上でもライブの様態を配信する。

マルシェは地元の約10店が出店する予定だ。クラフトビールが売りのピアノヴァウラワは地元農園で生産されたイチゴを使ったオリジナルビールを限定販売する。

イベントを企画したのは浦和区在住の子育て中のパパ友らでつくる一般社団法人「うらわClip」。三ツ口拓也代表は「コロナ禍で遠出を控えるいま、地元でも楽しめると伝えたい」と話す。

チケットはクラウドファンディングサイトで販売中だ。ライブ鑑賞チケットとマルシェで利用できる1000円分のクーポンなどのセットで車1台6000円。動画配信とマルシェ出店者の店舗で後日利用できる1000円クーポン付きチケットは3000円。

（2020/11/27 日本経済新聞）

海外で主流であるドライブインシアターやこのニュースのようなフェス形式など、広い駐車場でできることはこのほかにも以外と多いのではないだろうか。人との不必要な接触を避けなければいけない状況で、車内で完結できるイベントやドライブスルーなどはますます需要が高まりそうだ。

---

2) 「広島の開業前ホテル2カ所でマルシェ コロナ対策、食事は客室で」

広島市に同時オープンするホテル「LAZULI Hiroshima Hotel & Lounge（ラズーリ）」、「NAGI Hiroshima Hotel & Lounge（ナギ）」で11月29日、オープン前のホテル客室を使ったマルシェが開催される。

会場となる両ホテルは、サン・クレアが12月2日にオープンする。広島で活動する飲食店や作家などの協力を得て、移住体験や食体験を盛り込んだ宿泊プランが特徴。イベントは、ホテルで使うマグカップを制作する陶芸・漆芸グループ「タナゴコロ」と共催する。

マルシェは、ラウンジと客室を会場に開く。器と食のマリアージュ、革小物や和菓子作りのワークショップ、物販などを企画し、2カ所で計21店舗が参加する。ラズーリホテルは、ワークショップと物販が中心で、器への絵付けやガーランド、革製品のキーホルダー、郷土料理「江波巻き」や練り切り作りなどを体験できる。

ナギホテルでは、陶芸の器に「むら上」「旬菜山もと山もと」「むしやしない」「深夜的中華食堂」「ミサキベーカリー」「ホームラン食堂」のつまみを盛り付け、日本酒、ワインと共に提供する。料理をラウンジで渡した後は、客室に移動して食事を味わう。客室は、グループごとに45分貸し切りで提供する。新型コロナウイルス感染防止対策として、マスク着用や検温を呼び掛けるほか、マリアージュやワークショップは事前予約制にする。このほかの飲食提供も、人数制限を設け、当日販売を行う。

(2020/11/26 広島経済新聞)

苦戦を強いられるホテル業だが、いつかこの状況が落ち着いて以前の賑わいを取り戻したときのためにも存続は必要であるし、今できることにシフトして状況を少しでも打開してもらえればと思う。この例のような開業イベントとしてだけでなく、少人数の食事や飲み会の場として近隣の飲食店と連携して部屋を貸すようなサービスがあれば利用したいという人も多いのではないか。感染リスクと経済破綻の天秤は悩ましいところだが、工夫とアイデアでどうにか経済が回っていけばと思う。

---

### 3) 「国交省、タクシー貨物運送“食品原材料”も認める方針」

新型コロナウイルス流行下の料理配送を認めた特例措置を発展させる形で10月からスタートしたタクシーによる貨物運送事業で、積載できる貨物の種類は「食料及び飲料」と定められたが、その範囲について国土交通省は24日、取材に対し「原材料も含まれる」との見解を示した。

タクシーによる食品配送は、9月30日までの特例措置として「料理」の配送に限って認められ、自動車局長による9月10日付の通達で10月1日から「食料及び飲料」に拡大された。特例措置が講じられた経緯から、荷主を飲食店に限定せず、配送対象も「食料及び飲料」と幅広くなったわけだが、そこに原材料が含まれるとなれば、積載できる貨物は一気に広がることとなる。

ただ国交省では、タクシーによる貨物輸送が野放図に拡大解釈され、トラック運送などの既存事業者の「持続可能性」に影響を及ぼす事態は避けたい考えで、想定から外れた事業に対しては強い姿勢で「指導」に臨む方針。また、3か月おきに運用状況をモニタリングし、必要に応じて積載対象などを明示化したり、より詳細に定義したりといった可能性もあるという。

タクシーによる貨物運送の根拠となる9月10日付通達で「食料及び飲料」の範囲が明示されていないことについて、国交省は「条件を厳しく設定して過度に制限してしまうことで、タクシー事業者が敬遠するような制度では意味がない」と説明。

「解釈によって想定から外れてしまうという懸念もわかるが、すべての許可事業者を把握しており、課題が生じたとしても3か月ごとのモニタリングで適正に対処できる」として、スタート段階ではあえて間口を広く設定することにより、タクシー事業者の参入を促したいという考えを示した。

(2020/11/30 Logistics Today)

現時点ではざっくりとした内容で、具体的にこういった物の配達に利用されるのか定かではない。料理配達が可能になってから間もないが、「食べ物」に限らず日用品や雑貨にも

幅を広げることで個人宅への宅配やお年寄りの買い物代行など可能性は無限にあるのではないだろうか。人以外の運搬にも広く対応できるように車種自体も変わっていくかもしれない。コロナ禍で人の出入りが減る今、タクシーがどのように進展していくか楽しみだ。